

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷四十四第

行發日一月六年二十和昭

論叢

現實利子の問題……………文學博士 高田保馬
現下の土地問題と農地法案……………經濟學博士 八木芳之助

時論

輸入統制に伴ふ『割當利得』の問題……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

徳川時代の夫役に就いて……………經濟學士 堀江保藏
經濟社會學序説……………經濟學士 北野熊喜男

ルーテル經濟觀の特質……………經濟學士 澤崎堅造
大都市交通の特性……………商學士 小泉貞三

説苑

ロオゼンシュタイン・ロダン「一般的貨幣論と一般的價格論との同格化」資本組織の有機的變化と平均利潤率との關係……………經濟學士 飯田藤次
マスタール、オプ、アーツ(ウィスコンシン大學)……………經濟學士 都留重人

都留學士に答ふ……………經濟學士 柴田敬

シユラムの比較生産費説……………經濟學士 松井清

キヤレル氏保護關稅と就業……………經濟學士 岡倉伯士

附録

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第四十四卷總目錄

研 究

徳川時代の夫役に就て

堀 江 保 藏

一 夫 役 概 観

夫役とは人夫役の義であつて、政治的被支配者のその支配者に對する勞働給付に外ならない。夫役なる名稱が何時頃生じたか明らかでないが、既に「吾妻鏡」文應二年の條に、京下御物を送るべき人夫數を定め、之に夫役なる名稱が用ひられて居り、¹⁾「太平記」にも夫役の稱が見えてゐる。中世に於ては之を略稱せずして人夫役とも稱せしが如く、例へば「大乘院寺社雜事記」²⁾には「長祿三年七月八日、一五ヶ所法師原參す、人夫役事自筒井方懸之、無沙汰とて丁仕戸上勝手を使に付了」云々、或は「文明五年七月十一日、一法花寺奥參中新免田堤事、來十七日より可築之云々、十六町田數に一段別人夫一人宛可罷出云々、百六十人也」と見え、「羸簡集」にも人夫役なる語が存する。

併し乍ら政治的支配者に對する勞働給付は、近代資本主義社會に至るまでは、あらゆる時代に於て、田租及び

1) 古事類苑、政治部四、546頁

2) 同上、547頁

雜税と共に、人民の負擔せし三大給付の一つであつて、既に上古に於ても租及び御調と共に役があり、令制に於て租・調と並び存せし庸は、この勞働給付又はその物品による代納であつた。即ち令制によれば、人民のうち正丁は一年に十日間(次丁は五日間)人夫として京師に於て國事に勞役すべき義務あり、之を歲役又は正役と稱したが、彼等は更に留役と稱してそれ以上數日間勞働給付をなし、別に國司の命に従つて地方に於て勞務を提供し、之を雜係と呼んだ。右の歲役は、課口は總て之を負擔すべき義務があつたが、政府が之を必要とせざる場合、又は人民が之に服するを欲せざる場合には、その代償として庸布・庸綿等の物品を上納したのである。

平安朝に入りて莊園が發達したが、莊園の住民も亦年貢及公事(雜税)の外に夫役を負擔した。莊園内の荒地の開墾、種々の雜役にはこの夫役が充てられたものである。尤も莊園は、それが一種の私有地であつた關係上、年貢が私的關係に基く貢租であつたと同様に、夫役も亦前代の庸とは若干その性質を異にした。がそれが農民の負擔に屬せし點に於ては何等異りはない。

鎌倉時代に入り莊園を基礎として封建制度が成立し、封建制度は徳川時代に至つて完成した。封建制度とは、土地を媒介として上下相結ぶ政治的・社會的組織であつて、それは土地を重要なる生産手段とする時代に特有の一社會形態である。茲に於ては、君臣主従の身分關係が、封土なる物的關係を媒介として結ばれてゐた。即ち君主は臣従に對して土地領有權を與へ、臣従は更にその封土の一部を自己の家來に分與し、かくて土地領有者間に上下幾階層の身分的支配關係が成立した。此事はその半面に於て、一國の土地人民に對する主權の分割を意味する。即ち土地は之に屬する人民と共に封與せられたのであつて、人民はその領主に對していはゞ私的關係に立ち、

茲にも一種の主従關係が結ばれた。右の如き上下主従の關係に基いて、下級の領主は上級領主に對し、人民は領主一般に對して封建的義務を負擔したが、之を分説すれば左の如くである。

先づ君臣關係に基くものを見るに、臣下の君主に對する義務の最も主要なるは軍役であつた。軍役とは將軍又は諸侯が、麾下の諸侯又は家臣に課したる役、即ち兵士を提供すべき負擔であつて、負擔する側より見れば、所當知行を許されたる代償、換言すれば御恩に對する奉公の最も重要なものである。鎌倉時代御家人の封建的給付は之を御家人役といひ、軍役をその主なるものとし、公事と稱する財政的負擔之に次いだ。軍役には平時の番役と非常時の軍役とがあり、番役の主なるものは、京都大番役と鎌倉番役とであつて、夫々京都及鎌倉の警衛に任じた。室町時代諸大名が領地を維持するには、家臣をその一部に封じて知行人となし、知行高に應じて知行役を負擔せしむるを常としたが、知行役は軍役と臨時役とであつて、軍役は正役とせられた³⁾。軍役の制度が最も完備したのは徳川時代であつて、大名・旗本には定まりたる軍役あり、戦時には將軍の統帥の下に全武士階級が一個の軍團に編成さるべき仕組になつてゐた。徳川時代の大名は、この軍役の外に鎌倉時代の番役に相當する義務を負ひ、江戸・駿河・京都等の警衛に任じたが、更に御手傳と稱して、幕府の命に應じて禁裡・江戸城等の修築、大河の普請等を擔當した。また旗本も非役のものは小普請金と稱して一定の普請費用を負擔した。

封建社會に於ける武士階級の此等の負擔は、廣義に解すれば夫役の一種であるが、夫役として此等よりも重要なものは人民、主として農民の負擔せしところのものである。上述の如き封建的關係よりすれば、封建社會に於ける年貢の上納は夫役關係に基くものと見ることが出来る。蓋し土地は領主のものであり、その耕作權は寧ろ耕作

3) 牧博士、日本法制史概論、190, 239, 285頁等

の義務と見らるべきものであり、従つて耕作して得たる收穫の一部を領主に上納し、殘部を作徳と稱して、自己の生活のために與へらるゝが如き状態であつたからである。約言すれば耕作する事それ自身が夫役の履行に外ならないが如き觀があつたのである。併し之に就ては言及を避け、固有の意味に於ける夫役に就て見るに、鎌倉・室町時代人夫役或は夫役と稱して荷物の運搬、堤防の修築等に農民が使役せられし事前述の如くであり、或は百姓姓・陣夫・傳馬役等と稱して平時並に戰時に、主として臨時的に人夫が課徴せられた。江戸時代には此等の夫役は如何なる状態であつたか。以下項を改めてその種類及性質を窺ふこととしよう。

二 夫役の種類及性質

徳川時代の夫役として先づ擧ぐべきは、幕府が諸國に課したる國役である。國役とは河川の修理、外國人來聘の際の道中入用、其他臨時の入用のために課徴したところのものである。「大日本租稅志」慶長十年の條に『參河國矢作川水利のため米津村に堀を作り、其國の役として、諸士は百石に二人、農民は一人を課すべし』とあり、同十二年には駿府城改築のため、畿内五ヶ國及び伊勢・近江・美濃・丹波・備中の十ヶ國に五百石當り一人宛の人夫を課した事が見えてゐる⁵⁾。此等は原則として實際に勞役を課徴した例であるが、其後次第に貨幣代納の制に改められ、享保九年には川普請のための國役の制度が確立した⁶⁾。之によれば修理費用が所定の金高以上に達する場合に、御料に於ては費用の十分の一を官費、殘りを國役とし、私領にあつては、先づ村高百石に付金拾兩を出さしめ、不足額の十分の一を官費、殘りを國役とし、沿岸及び關係の諸國より、天領・私領・社寺領の別なく、一般の

4) 大日本租稅志、後篇、209頁
5) 大日本財政經濟史、第四卷、726頁
6) 大日本租稅志、後篇、211頁以下

石高に割當て、村々より徴收するのであつて、同時に國役普請となすべき諸川、之がために國役を負擔すべき諸國、及び國役普請となすべき普請費用の最低限度等が掲げられてゐる。但し二十萬石以上の領主はその領内の川普請を自ら行ふが故に（之を自普請といふ）、その領内には國役を賦課せざる定めであつた。國役の課徴は上述の如く臨時的に行はれたものであるが、當時にあつては殆ど毎年に互つて各地に水害起りしたため、殆ど毎年の如くに課せらるゝ有様であつた。

助郷役も右と同様に、宿驛附近の郷村より、天領・私領の別なく、宿驛常置人馬の不足を補ふ目的を以て課徴せられた夫役である。尤も之に對しては若干の賃錢が支給せられたが、それは名目に過ぎず、當時に於ける勞務負擔の最大のものと考えられてゐた。

同じく幕府が課したるものに三役がある。三役とは五街道の間屋・本陣等に對する給米其他宿驛の費用に充てるための傳馬宿入用、幕府の輿丁或は庖厨に使役する人夫等の給料に充てるための六尺給米、及び淺草米廩の諸費用に充てるための藏前入用の總稱である。此等の課徴物の起原については必ずしも明かでないが、六尺給米に關しては、最初は輿丁等の人夫を村々より實際に徴收したものである事が明かにされてゐる。他の二者に就ても同じ事がいひ得られるのではなからうか。

右の三役は天領のみ存し、私領には存しなかつたが、私領には之に代つて夫米・夫金・夫銀・夫錢・夫永等と稱するものがあつた。此等が人夫としての勞働給付の代納制である事は、その字義よりして明かであるが、「氷上郡誌」には之を説明して『出陣の時夫役を課せしに始まり、太平の世となりても一種の税目として町村に賦課せり、

その米を以てするを夫米、銀を以てするを夫銀といふ⁷⁾とあり、更に「加越能三州舊租稅誌」にては夫米・夫銀に關して左の如く見えてゐる。

『三州に於て、夫米の名稱を付し納めしむる基源を尋ねるに(中略)、前田家に於て收納成規も未だ完結ならざる歟、藩士に於て隨意に米幾干銀或は諸色(大豆等或は芋の類)を納付せしめ、又軍役より馴致して壹ヶ月に幾度自宅へ呼立て、米搗・掃除・雪卸等の雜事に使役す。然るに皆濟決の時に至り、地頭と農夫と申分起り、爭論苦情を生じ、終に懇訴の場合に至ること屢々之れあり、之れに依り地頭と農夫と直接應對を禁止し、都て農夫よりの願何届は十村を經由し、改作奉行へ申出づべき事に順序を定め、收納物は米に限り、雜物を收納するを一切停止す。畑地多くし田地寂き所は現銀廷銀拂米の義を改作奉行に請願し、藏宿(收納米を預かる者)の米券を買受け、以て現米同様に定納する事と相成り、月に幾度の使役に代り、元和元年より夫銀・夫米と名義を付し、定納米百石に付五石と相定め、米直段は壹石代銀貳拾八匁圖りを以て、春秋兩度に直接地頭へ納付せしむ。之れを夫銀と云⁸⁾云々。

同時代に小役と稱せしものも亦一種の夫役であつた。例へば仙臺藩に於ては、一貫文の高(上々田より下々田まで平均すれば約八段五畝となる)に對して、十人の積りを以て人夫或は代錢を徴し、之を小役と呼んだ(仙臺藩には小役と並んで、水下人足及御雇人足なる夫役あり、高一貫文に付夫々六人及四人宛使役せられた)。小役には仕事によつて種々あり、詰夫・夫馬・垣結・入草を四色小役と稱し、糠・藁・一錢懸の三種を加へて七色小役と呼んだ。更に同藩にては小役人足を二種に分ち、藏入地即ち藩主直轄地より出役する人夫を御藏入小役、給領即ち藩士の知行地より出役するを給人小役といひ、使役するに前者を後にし後者を先にした。蓋し人足に使ひ残りある場合には代錢を取立てしにより藏入地より之を取立てる方が便利であつたからである。小役の貨幣代納を小役銀と稱せし地方もある。秋田藩の如きそれであるが、私領より天領に移された美濃國不破郡にも小役銀があつた。「地方凡例録」に曰

7) 水上郡誌、上、730頁
8) 加越能三州舊租稅誌、第二册、49丁以下
9) 仙臺藩制度考、1頁以下參照

く『同郡先年私領の砌、小役金四十兩三分と永五十四文五分、七色役と名付納たる由、其品は木錢・夫錢・京夫・江戸夫・牢の木・猿樂・堤銀、此七色之役銀、高百石に銀百目宛取立來り(中略)當時御料に成ては右の七色役を小役銀と唱、高割に相納む。依之三役并外高掛り物は免除に相成』¹⁰⁾云々と。夫役のことを差役といひ、之を錢を以て代納するを雇役と稱せし地方もあつた。「耕作辨用書」に「差役とは村より人夫を出し役を勤るをいふ。雇役とは人夫を出す替りに錢を出し、此錢を以地頭にて人夫を雇ひ遣ふ事を云ふ。是百姓外の稼のなき所抔には錢を出す事迷惑する事、人を遣ふて百姓に勤めよし、又外の稼のあるところの百姓は錢を出して其役を勤める事勝ることになる也』¹¹⁾とある。

右の夫役・夫米・夫銀又は小役の如き總括的名稱を用ひしもの以外にも、種々の夫役があつた。その著例は足役である。之は兩脚を勞するより出た言葉であつて、例へば山口藩では井出川除夫・米廩に出る時の内夫・道橋取締夫等をすべて足役と稱した。彦根藩に於ても農民を山林見巡役に任じた場合、無給料而も足役・門役御免などの記録がある。この足役に出る代りに米銀を納むるを石役こくやくといふ。石役は又足前とも稱した。「農政本論」に「或説に、當國大石田海岸より出羽國置賜郡米澤の城下迄は三日路程あり、然るに米澤領分の百姓等、村役にて城詰の鹽を運送するに、人夫馬牛の失墜夥しく掛り、農業の妨げになるに就て、其時代の足役の永納を願ひ、四一高六十二石五斗より毎日永一文づゝ、一年三百六十文を上納せしといふ。其足役の代りに納る役永なるが故に、足前と名けたるにや』とある。之は米澤藩の例であるが、山口藩に於ける足米も、足役を米を以て代納せし制度なるが如くである。即ち同藩にては、租米を地方の倉庫より津藏若くは萩の御藏まで運送する費用に充てるため、租

10) 古事類苑、政治部四、439頁
11) 近世地方經濟史料、第六卷、411頁

米にこの足米を附加して徴收したのである。¹²⁾

其外松江藩の水夫米、和歌山藩の加子米、松山・宇和島・西條諸藩の水主役等は、何れも水夫を徴發し若くはその代りに米金を徴收せしものであつた。

以上の外に、村役と稱して、各村に於ける道路・橋梁・堤防等の修築の際に、村高に應じて人夫並に修築の材料を農民に課せしものがあつた。之は自治的といふよりも寧ろ代官が命じたところであつて、従つて幕府は、村役人足は高百石に付五十人、それ以上を使役する時は之に扶持米を給し、その限度を五十人と定めてゐる。村役には更に、年貢等を運搬するために課せられし場合も存せしこと、上掲「農政本論」に見ゆるが如くである。

以上は専ら農民に課せられた夫役であるが、此外一般町人若くは特定の職人に課したのもあつた。幕府が江戸府内に課したる公役の如きは前者の著例である。即ち之は武家地・社寺地・拜領地及び國役(後述)ある町々を除き、地子の代償として一般町民に課したものであつて、享保頃までは一ケ年凡そ幾町を使役すべしとの制限なく、大抵間口五・六間より十六・七間を一人役とし、毎年凡そ二十二人を出役せしめたが、享保七年に至り之を銀納と定め、一定標準に従つて人夫賃を上納せしむることとした。後者の著例は同じく江戸府内に於て、諸職人の集住する町々より上納せし國役である。之も夫役なるが故に、元來は人を徴せしものであるが、後には銀納を併用し、或は全然銀納に改められし場合もあつた。¹³⁾ 諸藩に存せし大工役・役大工・大工運上等の制も總て同類のものであらう。尤も大工役と稱するものうちには單なる職人役と見るべからざるものも存した。例へば五畿内及近江國には大工高又は大鋸高等と稱して、大工又は木挽の所持する高請田畑があつたが、幕府は此等の高持大工又

12) 拙稿、足役(日本經濟史辭典、19頁)
13) 小宮山綏介、江戸町の課役(法制論纂所收)参照

は木挽に對しては、田租のみを課して六尺給米等を免じ、その代りに臨時に御用の大工役を命じた。¹⁴⁾従つてこの大工役は農民に對する夫役とその性質を同じくし、地子免除の代償として課せられた公役、一般職人に課せられた營業特權的な國役など、稍々その性質を異にした。

然らば主として農民を對象とせる夫役の性質如何。その第一は、夫役の各種類に就て述べたるが如く、本來人夫役なりしものが次第に貨幣又は米穀によつて代納せらるゝに至りしことである。夫役の代納は敢て徳川時代には限らない。律令時代に庸の制度が確立し、實際の勞役よりも寧ろ郷土の物産による代納の方が重要視せられた事は姑く措くとするも、鎌倉時代既に貨幣による代納が行はれた。「太平記」に『相模入道舍弟の四郎左近大夫入道に十萬餘騎を指添て、京都へ上せ、畿内西國の亂を鎮むべしとて、武藏・上野・安房・上總・常陸・下野六ヶ國の勢をぞ催されける。其兵糧の爲にとて、近國の庄園、臨時の夫役をかけられける。中にも新田庄世良田には、有徳の者多しとて、出雲介親連・黒沼彦四郎入道を使にて、六貫目を五日が内に沙汰すべしと堅く下知せられければ、使先彼所にのぞみて、大勢を庄家に放ち入て、譴責すること法に過たり¹⁵⁾』とあるのはその一例である。

併し徳川時代に入りては、夫役はその大部分が米又は貨幣を以て代納せらるゝ事となつた。此時代の初期には未だ勞働給付が原則であつたものも、次第に金納又は物納に改められしこと、例へば國役に於けるが如くである。夫役が米納せられしことは、徳川時代幕府及諸藩の財政が米穀を基礎とせし結果であり、金納せられしことは貨幣經濟が發達せし當然の結果である。何れにしても夫役の物納又は金納は、農民の身分的・人格的束縛よりの解放であり、地位の向上であり、また農民の生産力の發達を示すものであつた。

14) 江頭恒治、大工高(日本經濟史辭典、963頁)

15) 古事類苑、政治部四、547頁

併し此事は必ずしも農民の負擔の輕減を示すものではなかつた。蓋し從來臨時的なりし夫役が經常化したからである。茲に第二の性質がある。勿論總てが經常化したわけではなく、幕府の課徴せし國役・助郷役の如きは臨時的性質のものであつた。併しそれが制度化せられたといふ事は、經常化せること、相去る事遠きものではなかつた。況んやそれ等が事實上は頗る頻繁に課せられしに於ては、それが經常的夫役と何等異るところなきを示すものであつた。更に夫役が經常化したことは、經常的夫役に加ふるに臨時的夫役を課徴せしむる餘地の生じたことを示すものである。「地方活法」に「夫役は陣屋掃除人足、雪かき人足、或は臨時の水夫に呼遣ふ。又城内多分の普請ある時は、高百石に付何十人と極め呼遣ふ。其員數定りなし。家々の仕來りを用ひ、右體の夫役は夫米・夫金納る村方も、臨時の節は遣ふ事なり。夫米・夫金納る村方、川除用水普請等に人夫を遣ふは格別、地頭方に正人足呼遣ふは、勘辨あるべき事なり¹⁶⁾とあるのがそれであつて、かゝる時は農民は、夫役に關し二重課税を蒙る結果となつたのである。

要するに徳川時代の夫役は、前時代の夫役に比して著しく租稅的性質を加へたやうに考へられる。それは農民の肉體的勞務よりの解放であり、従つて人格權の束縛からの解放を意味したが、農民の負擔は必ずしも之に伴つて輕減したと稱する事を得なかつた。之に關聯して次に夫役の財政的性質を見よう。

三 夫役の財政的性質

之に關して先づ述べべきは、夫役の課徴方法に就てである。

夫役は現實の勞働給付たると、代納たるとを問はず、概ね村高を標準として賦課せられた。所謂三役が或は高懸り三役とも稱せられしことは、此間の消息を如實に示すものである。此外私領に於て三役に相當する夫米・夫金・小役・糠藁代や、各村に於て道路・防堤等の修築のために課する村役や、總村の諸雜費支辨のために課する小入用夫錢等、皆高掛り物であつた。總じて徳川時代高懸り物或は高役といへば、その内容は殆ど總て夫役的性質のものであつたと見て差支へなき程である。

この點に於て夫役は、田租とその性質を一にし、他の小物成・浮役などと違つた性質を持つてゐた（尤も小物成中にも夫役的性質のものが存せしことを知る）。即ち小物成は、山林・原野・河海など土地に對して課するものと、商工業・漁業其他の生業に對して課するものとに大別することが出来るが、何れにしてもそれは土地又は生業より生ずる農民の利益に着目して課せられたものであつた。勿論山年貢・林年貢などの如く、土地の段別を標準として賦課するに至れば、小物成は田租とその性質に於て相異らざるものゝ如く考へられる。併し同じく土地であつても、それが高請地である場合と然らざる場合とは、そこに非常な相違があつた。いふ迄もなく高請地とは、檢地の上土地の等級を定め、石盛即ち收穫率を決定して村高に編入せられた土地であつて、田畑の大部分は之に屬した。而して幕府は高請地を耕作以外に用ふることを原則として許さざりしのみならず、之に栽培する作物にも制限を附した。況んや高請地を無高地に變更するが如き事は到底許されず、種々の事情によつて耕作不可能となつた場合にも、その部分を村高より減することなく、高内引と稱してその部分の貢租のみを減免したのであつた。蓋し幕府従つて諸藩は、高請田畑の年貢即ち所謂本途物成を租税の根幹としたからである。

従つて高請田畑の耕作は幕府及諸藩の最も意を用ひたところであつて、當時の農民の之に對する關係は、耕作權を有したといふよりも寧ろ耕作の義務を負擔したものであるとも見ることが出来る。勿論之は、封建制度の基本的關係に着目した原理的意味に於てであつて、農民の土地に對する關係が次第に私有權的性質を帶び、同時に幕府及諸侯の領土に對する關係が、次第に所有權的性質を失ひ、支配權的又は租稅徵收權的性質のものに變じつゝありしことは否定するを得ない。が併し、山林・原野等に對する權利又は利益關係と頗る異なる點が存したのである。かゝる重要性を有せし高請地の高を標準として課せられし夫役は、その性質に於て寧ろ田租と揆を一にした。即ち小物成の名の下に總括せらるゝ雜稅よりも、より多く封建的性質を有したのである。従つて徳川時代の租稅體系は、田租を主とし、夫役を従とし、之を補ふものとして雜稅が課せられたと見るべきであらう。

斯くの如く夫役は、田租と共通の性質を有したが、併し兩者の間には賦課の地理的範圍に於て異なるところがあつた。詳言すれば、諸藩が課した夫役は勿論その領内に限られたが、幕府の夫役には諸侯の領土にも及ぶものも存した。國役・助郷役の如きそれである。而して勿論此等は諸侯の領内に固有の夫役の存することには頓着なしに課せられたものであつた。この點に於て、田租が賦課の地理的範圍を明確に劃せると甚だ趣きを異にし、従つて夫役は重課となるを免れ得ない必然性を持つてゐた。

更に夫役には、それが重課となるべき今一つの性質があつた。それは、同じく村高を課稅標準とするも、田租は土地の收穫稅であつて、その徵收には五公五民、六公四民などの限界あり、殊に凶作の場合には檢見によつて租額を減じ以て租稅と作徳との均衡が圖られたが、夫役に於ては斯くの如き考慮がなされ得なかつたといふ事である。

ある。即ち夫役は高請地の現實の收穫に頓着なく、村高そのものがひとへに課税標準となつたこと、收穫に直接關係なきにより、自ら課率の昂騰を免れ得なかつた事、の二點に於て、田租に比しより重課せらるべき性質を持つたのである。勿論例へば國役金一萬兩に達するときは、之を課する諸國の三役を免ずるとか、或は凶作にて田作五分以上損毛の場合、或は助郷役又は村役を課せられた場合に三役を免ずるとかの規定があつた。併し以上の如き性質上、夫役は田租以上に重き負擔であると感ぜられてゐたやうである。之につき「世事見聞録」より一節を掲ぐれば左の如くである。

『其上殊に難儀なるは國役・傳馬役・人足なりといふ。國役杯は人少にても又荒地有ても村高程に納る事なり。是も昔はなかりしが五十年來の課役なりといふ。又傳馬役・人足役の事、彼邊は日光道中・奥羽の道中・例幣使街道など往來多の場所ゆゑ、何れか宿驛助郷を勤むるに、是又村高へ割付する事にて、百姓十人二十人ならではなき所へ三十人も四十人も當り、馬五匹ならではなき所へ十疋も十五疋も當る故、無據宿驛場へ賃銀を出し雇ひ上て役を勤るといふ。全體宿々人馬の入用も古來よりも倍増いたし彌増難儀の重なるゆゑ、堪へかねて段々離散し荒地潰家出來るといふ。尤もの事なり。』¹⁷⁾

要するに夫役は、徳川時代の租税體系上、田租に次ぐ重要性を持ち、田租と同一の封建的性質を帯び、加ふるに田租以上に重課せらるべき諸性質を備へてゐた。この事は前項に述べしところと相俟つて、夫役が農民に頗る重き負擔となつた所以である。

四 結 語

以上極めて雑駁ながら、徳川時代の夫役に就て概説した。夫役は普通一般に課役なる語によつて總括せられ、

「經濟學辭典」「日本經濟史辭典」等には、之に關する總括的乃至個別的説明が與へられてゐる。然るにも拘らず本稿を草した所以は、而して特に夫役なる語を用ひた所以は、徳川時代の所謂課役に、人夫役を本源的形態とせるもの頗る多きを見たからであり、従つてこの夫役を吟味することによつて、農民の性質を窺ふべき一手段が與へられ、更に之に關する體系的研究の殆ど存せざる中世の夫役を知るべき一つの手懸りが與へられんことを期待したからであつた。

然るにも拘らず期待は單なる期待に終つた。が併し一應上に述べたところを要約して、先學の叱正を乞ふことゝしたい。

先づ徳川時代の夫役は、上古の庸の如き人頭税の性質を殆ど脱して、村高を課税標準とするに至つた。また中世の夫役に比して臨時的性質を著しく除却し、その物納・金納への發展と相俟つて、餘程租税的性質を帶ぶるに至つた。併し乍ら田租と共に依然封建的性質は之を脱するを得なかつた。茲に封建的租税とは、封建社會の主要なる結合關係である身分的主從關係に基く租税の意である。この主從關係が土地を媒介とせるものなる以上、夫役も亦土地關係を基礎とせざるを得なかつたのである。この點に於て夫役の封建性は、田租のそれよりも更に濃厚であつたといへよう。蓋し夫役は、政治的勢力によつて重課せらるべき諸性質を、田租に比してより多く有してゐたからである。

徳川時代の農民は、勞働の全餘剰を收取せられたこと、土地の完全な私有權を有せず、且つその土地が一家の勞働力を單純再生産し得る程度の大きさに過ぎなかつたこと、居住移轉の自由並に職業の自由を認められてゐな

かつたこと等の諸點に着目して、一種の農奴であつたと説明せられてゐる。¹⁸⁾この點を上述の如き性質の夫役の觀點からすればどうであらうか。夫役が、特定のものを除き、殆ど總て貨幣又は穀物を以て代納せられ、且つ經常的性質のものとなれば、従つて租税的性質を帯び來れば、農民は人格權の束縛より餘程解放せられた段階に上つたものと見なければならぬ。従つて、徳川時代の農民を自由農民であつたとする事は勿論出來ないが、農奴であつたにしても既に解放過程にあつたといはざるを得ない。此事は農民の土地に對する關係の變化からも説明し得るが、夫役の性質の變化よりしてよりよく説明する事が出來ると思ふ。封建的桎梏からの形式的な解放は、明治初年の土地私有权の確認、夫役的性質の租税の撤廢、並に身分的諸制限の撤廢によつて行はれたのである。

併し乍ら身分的解放の進展は、同時に負擔の輕減を意味したわけではなかつた。事情は寧ろ逆であつた。之れ土地經濟と貨幣經濟との矛盾の必然的所産であり、同時に夫役に内在する特性の當然の歸結でもあつた。夫役による農民の困窮は、假ひ「世事見聞録」の記するところの如くではなかつたとするも、田租の重課に劣らざる苦痛を與へたであらうことは、容易に之を窺ふことが出来る。

18) 例へば土屋喬雄、近世日本農村經濟史論、30頁